

3分で分かる 相続対策のキモ（肝） ～その3～

換金処分の困難な財産の割合が高い場合の相続対策

1. 近年の相続財産の種類別内訳の現状

近年の相続財産の種類別内訳における顕著な変化は、相続財産に占める現金・預貯金の割合の増加が著しい（令和4年の金融資産の割合は52.8%）

換金処分が困難な土地・家屋及び非上場株式等の占める割合は直近5年間（平成30年～令和4年）の平均値は約42.9%

直近5年間の相続税の課税価格（課税状況）の合計額を、その間の被相続人の延べ人数で割ると、課税価格は14,602万円/人

2. 相続財産のうちに占める非上場株式等の割合

直近5年間の非上場株式等の課税価格の合計額を、非上場株式等を残した被相続人の延べ人数で割ると5,300万円/人と推定される

標準的な家族構成（相続人が、妻と子2人）で、長男が事業後継者である場合に非上場株式等を相続すれば、長男が相続する財産の額は法定相続分を超える法定相続分を基に遺産分割をする場合には、長男は3,650万円しか相続できないため非上場株式のみを相続することになり、相続税の納税が困難になる

3. 相続税の納税資金対策が急務

非上場株式等に代表される換金処分の困難な財産が、相続財産に占める割合が高い相続人にとっては、相続税の納税資金の確保が重要課題になる

納税資金の不足を解消するためには、①相続税対策により相続税額を軽減すること、及び②納税資金対策により相続税の納税資金を増やすことがポイント
相続税の軽減対策と納税資金対策は、真に車の両輪のごとく着実に実行することが大切

（文責：山本和義）